

## 第21回厚岸町農業委員会 議事録

1 開催日時 令和7年4月28日(月) 午前10時分から午前11時00分

2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3 出席委員(13名)

(1) 会 長 1番 遠藤 浩一

(2) 委 員 2番 貢 則夫、3番 河村 公貴、  
4番 蝦名 哲也、5番 佐藤 仁昭、  
6番 小澤 洋之、7番 中井 勝之、  
8番 中山 康彦、9番 伊藤 美晴、  
10番 石澤 由紀子、11番 小山 裕市、  
13番 橋本 隆幸、14番 樋浦 泰夫

4 欠席委員(1名)

(1) 委 員 12番 多田 和文

5 議事日程

第1 報 告第20号 農業経営改善計画の認定について

第2 報 告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

第3 報 告第22号 農地所有適格法人報告書について

第4 協議案第7号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況  
の公表について

第5 議 案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議 案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議 案第66号 現況証明願について

6 農業委員会事務局職員

局長 江上 圭、主任 長谷川 大展

7 会議の概要

<p>局長</p>	<p>本日は、お忙しい中、本総会に出席いただき、ありがとうございます。 開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。 10時現在、出席委員13名、欠席委員1名、よって、厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、ただいまから第20回厚岸町農業委員会総会を開催します。 それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶)</p>
<p>局長</p>	<p>ここで議事に入る前に、去る3月18日に北海道農業会議第98回総会において行われた令和6年度農業委員永年勤続者表彰について、当農業委員会の石澤委員が受賞されましたので、表彰状の伝達を行いたいと思います。 遠藤会長からお渡しいただきますので、遠藤会長、石澤委員はこちらをお願いいたします。 (表彰状伝達、会長代読) 石澤委員、おめでとうございます。 遠藤会長、ありがとうございました。 以上で表彰状の伝達を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はじめに、本日の議事署名委員を指名します。 議席番号「5番 佐藤委員」、「6番 小澤委員」をお願いいたします。 それでは、議事日程に従い議案を進めてまいります。 日程第1 報告第20号「農業経営改善計画の認定について」を議題とします。 事務局から説明願います。</p>
<p>局長</p>	<p>議案書1ページをお開き願います。 報告第20号「農業経営改善計画の認定について」 農業経営基盤強化促進法第12条第5項の規定に基づき、厚岸町から農業経営改善計画の認定をした旨通知があったので、報告する。 令和7年4月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回、町から通知のあった認定は、新規が1件、更新が6件となっております。 議案書3ページに今回の認定一覧を掲載しております。 詳細につきましては、議案説明資料1ページに掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。 なお、議案書3ページの認定一覧中の番号7については、遠藤会長が「議事参与の制限」に該当いたします。</p>

	<p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>認定一覧の番号7については、〇〇が「議事参与の制限」に該当しますので、それ以外を先に審議いたします。</p> <p>何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に無いようですので、番号7以外は原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に番号7について、「議事参与の制限」に該当するため、審議開始から終了まで退席します。</p> <p>議長については、会長職務代理に委ねたいと思います。</p> <p>(〇〇退席)</p>
樋浦代理	<p>(会長職務代理 議長席に移動)</p> <p>再開します。</p> <p>番号7について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>特に無いようですので、本件については、原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>(〇〇入室)</p> <p>〇〇にご報告いたします。</p> <p>本件については、原案のとおり承認されました。</p> <p>休憩します。</p> <p>(議長交代)</p>
会長	<p>再開します。</p> <p>次に日程第2 報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
局長	<p>議案書5ページをお開き願います。</p> <p>報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてについて」先に提出があった農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告する。</p> <p>令和7年4月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の届出書は3件で相続に伴うもので、議案書6～9ページに届出書の写しを掲載しております。</p> <p>詳細につきましては、議案説明資料1ページに掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い</p>

	申し上げます。
会長	報告第21号について、何かご意見・ご質問はございませんか。
中井委員	それぞれ亡くなって相続されたということですが、持分10分の10がこの方に相続されたと理解していいのですか。
長谷川	〇〇様と〇〇様については持分すべてで、〇〇様については15分の2を相続しています。
中井委員	〇〇さんが持分15分の2を持っていて、その分を相続したということで、その他の15分の13は他の人が管理しているということですね。
長谷川	そのとおりです。
会長	ほかにありませんか。 特に無いようですので、報告第21号は原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第3 報告第22号「農地所有適格法人報告書について」を議題とします。 事務局から説明願います。
長谷川	議案書10ページをお開き願います。 報告第22号「農地所有適格法人報告書について」 農地法第6条第1項の規定に基づき、法人より報告書を受理したので報告する。 令和7年4月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回提出された報告書は1件となっております。 議案書11～14ページに報告書の写しを掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	報告第22号について、何かご意見・ご質問はございませんか。
中井委員	法に基づき農地所有適格法人が年に1回、農業委員会に報告し、農業委員会において確認するのですが、適格法人として該当しているかどうか農業委員は確認しなければならない。今回報告された〇〇は、要件を満たしているのですか。
長谷川	農地所有適格法人の要件は、1として法人形態の要件で、株式会社、農業協同組合、合名会社、合資会社、合同会社であり、株式会社に該当しています。2つ目は事業要件で、主たる事業が農業であることであり、〇〇は該当しています。

	<p>3つ目は議決権要件で、法人において農業に従事する方が総議決権の過半数を持っていることとなっており、〇〇は要件を満たしています。</p> <p>4つ目は役員要件で、役員の半数が法人が行う農業に常時従事（年間150日以上）していることとし、〇〇は該当しています。</p> <p>以上のことから、〇〇は農地所有適格法人であるということを確認しています。</p>
中井委員	<p>議案への掲載が報告書のみであり、要件を満たしているかが確認できないため、詳細がわかるように説明を加えていただきたい。</p>
局長	<p>今回、説明が不足していましたので、次回からは要件が満たしているかどうか〇×の標記などわかりやすい形でお示しさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>特に無いようですので、報告第22号は原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に日程第4 協議案第7号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
長谷川	<p>議案書15ページをお開き願います。</p> <p>協議案第7号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」</p> <p>令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、次のとおり協議する。</p> <p>令和7年4月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況については、農業委員会等に関する法律により、毎年5月末までに前年度の点検・評価を行い、6月末までに公表するよう規定されているため、別紙のとおり点検・評価をするものです。</p> <p>内容は議案書16～21ページに掲載しており、詳細については議案説明資料2ページに掲載しております。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>協議案第7号について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中井委員	<p>20ページ（3）の新規参入相談会への参加の参加回数が1回となっているが、その根拠を教えてください。</p>
局長	<p>①目標の回数ですが、「2回」の誤りです。参加回数の下段に7月と3月の記載があ</p>

	<p>りますが、その2回が目標となります。</p> <p>実績になります。事務局を含め新・農業人フェア等に参加した人数を記載するようになっております。令和6年度は厚岸町として、目標のとおり2回の参加をしておりますが、新・農業人フェア等については担い手協議会の事業として参加しており、東京都開催のフェアには農業委員会事務局職員が参加できず、農委事務局以外の協議会構成団体から職員が参加したため、協議会としてフェアには参加したが実績なしとなっております。3月に札幌市で開催された北海道新規就農フェアにおいても、同様に農委事務局以外の協議会構成団体から職員が参加したため、こちらも実績なしとなっております。</p>
中井委員	<p>21ページの3農地転用に関する事務について、実績と思われますが処理件数や処理期間の記載がありますが、もう少し詳しく説明してください。</p>
長谷川	<p>処理件数は昨年度農地転用の許可がされた件数6件です。次に処理期間ですが処理期間の平均40日となっております。これについては申請が出されてから許可指令があるまでのとなっております。</p>
中井委員	<p>去年の4月から今年の3月までの間、6件の転用の処理をしたと。それが6件指令がきたと。指令というのは道から転用していいよと。農業委員会にかけた件数でなくて、かけたのは去年の1月か2月にかけて指令がきた件数をいっているんですか</p>
長谷川	<p>農業委員会の総会にかけたのが6件で、許可指令がでたのも6件です。</p>
中井委員	<p>去年6件、4月から農業委員会でかけて指令も6件来たんですか。</p>
長谷川	<p>はい</p>
中井委員	<p>6件の転用がどこかを教えてください こちらでいいですが、去年の3月まで、前半は〇〇さんの3月にかけて、4月にかけて直して上に上げたよね。そのあと、〇〇さんの大曲のと、〇〇さんのところで計3件、そのあと〇〇さんがやって計4件、そして今年の3月になってから〇〇さんと〇〇さんのところをやって計6件ですね。それは指令が帰ってきたんですか</p>
長谷川	<p>すみません。最後の2件はまだ許可指令が出ていませんでした。</p>
中井委員	<p>あんた、今、6件帰ってきたって。何だったんですか。</p>
長谷川	<p>申し訳ございません</p>
中井委員	<p>6件ではないじゃないですか。あなたの説明だと。</p>

長谷川	1年間の農業委員会での許可相当件数ですので6件となります。 私が言った指令がきたというのが誤りです。
中井委員	農業委員会で許可していいよとあげたのが6件ですよという意味だけでとってくださいということですね。許可指令の分はここにはカウントされていないですから申請があつて6件、許可相当がありましたと理解してくださいということですね。
長谷川	はい
中井委員	それでは50日と40日はどういう意味ですか
長谷川	道から標準処理期間が設定されていまして、申請受理から50日、平均40日と規定されており処理期間を記載しております。
中井委員	これはなに、道が処理した期間を言ってるの
長谷川	道から申請受理から50日で処理しましょうということで申請受理から農業会議への意見聴取し振興局へ進達する期間が50日ですのでそれを記載しております。
中井委員	処理期間は厚岸の農業委員会の処理期間でなくて北海道が処理した期間を記載してるということかい。 厚岸町の農業委員会が申請されてから道にあげた間の期間でなくて、厚岸の農業委員会が許可相当であげた後、50日で帰ってくるとか、40日で帰ってくるとかそういうことを書いてると言うことで、うちの処理期間ではなくて北海道の処理期間を書いているということですね。厚岸の農業委員会が申請を受けて何日であげたと言うことでなくて、さっきの6件は厚岸の農業委員会があげた件数を教えてくださいということだったので。これは北海道から50日で帰ってくるということですか。それは間違いないの。
局長	今回一度議案をさげさせていただいて、再度内容を確認し、改めて来月の総会にあげさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか (異議なしの声)
中井委員	内容を理解して作成していただきたい。それと農地転用は複雑なことが多く時間のかかる場合が多いので、標準処理期間を超えた処理期間であっても実態にあった期間を記載すべきと考えます。
会長	次に日程第5 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。

長谷川	<p>議案書22ページをお開き願います。</p> <p>議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>次の者より、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求める。</p> <p>令和7年4月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の案件は2件となっており、前回総会で取り下げとなった案件です。</p> <p>申請書の写しについては、議案書23～40ページに、位置図等の資料については議案資料2～5ページに掲載しております。</p> <p>詳細につきましては議案説明資料2ページに掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>議案書32ページの譲渡人と譲受人の住所が逆でありますので、訂正をお願いします。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
樋浦代理	22ページの釧路太田農協の役職名は「代表取締役」ではなく「代表理事組合長」での誤りでは。
長谷川	すみません。誤りです。
中井委員	許可申請書に受付印はあるが日付けの記入がない。日付けを記入してください。
長谷川	申し訳ございません。
樋浦代理	この案件は前回の総会でデントコーンの試験栽培の話しから保留となって今回上程されたものだと考えるが、その後の経緯を聞かせてほしい。
局長	確認したところ、番号2の当該地は採草地として利用し、現在、飼料等の高騰が続いていることから今後、この採草地をデントコーンの畑として利用する可能性を検討しているとのことです。最初からデントコーンの栽培をするということではありませんのでご理解願います。
樋浦代理	わかりました。
石澤委員	当該地は農協で今後農家に貸し出すという選択肢はあるのでしょうか。
局長	今のところ、事務局では「誰に」とか、「貸し出す」というのは聞いておりません。

石澤委員	その後は地域でということになるのですか。
局長	今後そのような話があればということになりますが、今のところ聞いておりません。
会長	ほかに、何かご意見・ご質問はございませんか。 特に無いようですので、議案第64号は原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第6 議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
長谷川	議案書41ページを開き願います。 議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請について」 次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので、意見を付して北海道へ進達するものとする。 令和7年4月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回許可申請があった案件は1件です。 申請書の写しについては、議案書42～45ページに、位置図等の資料は議案資料7～11ページに掲載しております。 詳細につきましては、議案説明資料3ページに掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。 なお、4月18日に伊藤委員、中山委員及び事務局において現地を確認しております。 また、今後の事務の流れについては、議案書46～47ページに掲載している意見書を北海道知事に進達いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第65号について、何かご意見・ご質問はございませんか。
中井委員	この案件は3,000㎡以下で農業用施設であるため、農業会議への意見聴取から除外できることから、直接振興局へ進達ということですね。 約200㎡のD型ハウスであれば、1,500㎡の面積は必要ないのでは。
長谷川	作業スペースを確保することからこの面積となっております。
中井委員	作業スペースでは何を作業するのか。
伊藤委員	ここはD型ハウスを建てて入れ替えの牛を入れるそうです。もっと増頭したいとのこと。今はまだ増築できないので、D型を作って入れ替えをして搾乳したいとのこと

	で、入れ替え牛は入るということはエサもやらなければならないし、除糞もしなければならないのでそのスペースであると考えます。
中井委員	D型ハウスを建ててそれをどのように活用して、作業スペースではこういうことを行うというのがないと何にもわからない。そういう説明をしてほしい。
会長	私の進め方が悪かったと思います。先に現地確認をした伊藤委員に発言してもらえば先ほどのことがわかったと思います。申し訳ございません。今後は配慮しながら進めていきます。 申請者は将来の増頭を考え入れ替えして搾乳するということで、それなりのスペースも必要であるし将来的なことを考えたら必要であると思います。
樋浦代理	事務局で申請を受け付けた時に、D型ハウスはこの面積、作業スペースはこの面積という申請を受け付けたんですよね。そこで説明は受けてるんですよね。
局長	その説明を今回記載していないのがわかりにくい原因であると考えます。
樋浦代理	使用の内容を聞き取りをしていなかったということですか。 農業委員の役割は農地を守ることが大原則であり、農地を維持することが農業委員の役目であるので、きちんとやってください。
局長	転用が必要であるという内容も含めて説明標記をしていきたいと考えます。
伊藤委員	申請者はこのたび離農した人からたくさん土地を借りることができたので、意欲的な人でもっともっと搾りたいとのことでした。
会長	ほかに無いようですので、議案第65号は原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第7 議案第66号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明願います
長谷川	議案書48ページをお開き願います。 議案第66号「現況証明願について」 次の土地の現況証明願を受理したので、証明書を交付するものとする 令和7年4月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の案件は1件となっております。 申請書の写しについては、議案書49ページに、位置図等の資料は議案資料13～15ページに掲載しております。 詳細については議案説明資料3ページに掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。

	<p>なお、現地調査については、4月18日に多田委員、貢委員及び事務局において行い、「農地、採草放牧地以外」であることを確認しております。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	貢委員、何かありますか。
貢委員	4月18日に現地を確認したところですが、片無去115-1は今後、〇〇さんが農地として使用する予定の場所です。。
中井委員	ここは誰の家なんですか。
貢委員	〇〇さんの家です。片無去115-1は農地となっている。
局長	貢委員は（議案資料14ページの）、白枠の該当地以外の場所（片無去115-1）の話をしており、115-1の図面で見える木がある所を今後、〇〇さんが整備し畑にしたいという内容です。
貢委員	現在は息子さんと奥さんが住んでいます。該当地は牧場であるため、現況を確認し、牧場で無いことが証明された後、息子さんが〇〇さんから取得すると聞いています。
中井委員	現況証明願書の注2にあるように、現在の利用実態の記載があればスムーズに協議できるので対応してほしい。
局長	今後は、聞き取りや現地・地図で確認し、わかる範囲で記載の対応をして行きたい。
会長	<p>ほかに質疑がないようなので、議案第66号は原案の通り承認させていただきます。</p> <p>全体を通して何かございませんか。</p> <p>特になければ、これで本日の議案の審議は全て終了しました。</p> <p>事務局からスケジュールについて、説明願います。</p>
局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール（スケジュール読み上げ）</li> <li>・道内研修日程案の提示（3つの事務局案を提示し、②11月第1週又は②11月第2週で進めることで承認済）</li> </ul>
中井委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2泊3日で視察にどのくらいの予算を組んで、どういうふうに検討しますよというように教えてほしい。全体でやるのか、農政部会でやるのか、どの時点で検討していくのか 年間の事業計画、年金を始めとした研修会がいつ頃あるのかを教えてくださいと私たちも予定を組みやすい。それから、会報部会の日程や計画も併せて、わかる範囲で1年間のスケジュールを教えてください</li> </ul>

局長	道内研修の予算等については、次回の総会時に提示したい。（議案とは別に） 農業者年金の研修会等承知している範囲で近々お示ししたい。
会長	全体を通して何かございませんか。 以上で、第21回厚岸町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労様でした。